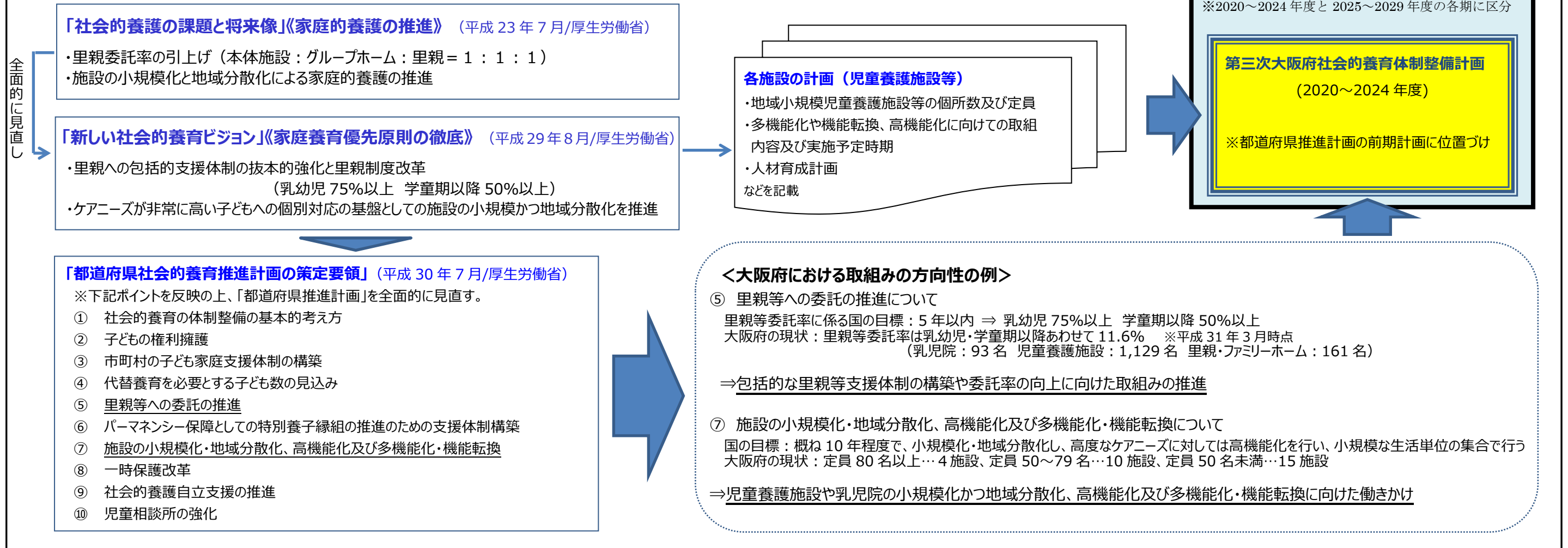


第三次大阪府社会的養育体制整備計画の策定について

平成 28 年 4 月：児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることが明確化され、子ども家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実等が求められるとともに、代替養育についても家庭での養育が原則とされた。
 平成 29 年 8 月：国から「新しい社会的養育ビジョン」が示され、国と都道府県がそれぞれの役割分担のもとで大きく施策を動かすための改革工程が示されるとともに、「都道府県推進計画」についても平成 30 年度末までに見直すこととされた。
 平成 30 年 7 月：厚生労働省より「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が発出され、計画に盛り込むべき事項の詳細が示されるとともに、計画見直し年度は令和元年度（2019 年度）末まで延長された。
 ⇒大阪府においては、国の策定要領や、府内の児童養護施設等において作成される計画を踏まえ、都道府県社会的養育推進計画の前期計画として第三次大阪府社会的養育体制整備計画を令和元年度(2019 年度)中に策定する。

第三次大阪府社会的養育体制整備計画の位置付け（イメージ）



計画の検討状況とスケジュール

- 平成 30 年度：大阪府子ども施策審議会社会的養育体制整備計画策定部会の下に設置したワーキンググループにおいて、国の策定要領に示された 10 項目について審議するとともに、児童養護施設等へのヒアリング等を実施。
 - 令和元年度：児童養護施設等の計画策定に向けた調整を行うとともに、里親委託等の目標や具体的な計画案について大阪府子ども施策審議会社会的養育体制整備計画策定部会で審議し、パブリックコメントを経て策定予定。
- ※里親等への委託を推進していくにあたっての目標値の設定や取組みについて、政令市と連携しながら調整を進めていく。

＜スケジュール＞

- 9 月：児童養護施設等の調整及び里親委託率等に関する目標の検討（第 1 回計画策定部会：9 月 26 日）
- ～12 月：大阪府子ども施策審議会社会的養育体制整備計画策定部会において議論（第 2 回計画策定部会：12 月開催予定）
- 2 月：パブリックコメント実施（予定）
- 3 月：第三次大阪府社会的養育体制整備計画策定